省令

○農林水産省環境省令第二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条、第二十五条第一項及び第二十九条の二の規定に基づき、並びに同法第二十九条第一項の規定を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二
環境大臣　山本　公一

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

○　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）（抄）

改正後	改正前
（未判定外来生物）	（未判定外来生物）
第二十八条　（略）	**第二十八条**　（略）
一　別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物	一　別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物
二　別表第二の種類名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。以下同じ。）	二　別表第二の下欄に掲げる交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。以下同じ。）
（種類名証明書の添付が不要な生物）	（種類名証明書の添付が不要な生物）
第三十条　（略）	**第三十条**　（略）
一　（略）	一　（略）
二　別表第四の種類名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物	二　別表第四の下欄に掲げる交雑することにより生じた生物
三　（略）	三　（略）
（特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣）	（特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣）
第三十四条　法第二条第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、*Myocastor coypus*（ヌートリア）、*Procyon cancrivorus*（カニクイアライグマ）、*Procyon lotor*（アライグマ）、*Herpestes auropunctatus*（フイリマングース）、*Mungos mungo*（シママングース）、*Muntiacus reevesi*（キョン）、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）及び*Micropterus salmoides*（オオクチバス）については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。	**第三十四条**　法第二条第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）、プロキュオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ）、プロキュオン・ロトル（アライグマ）、ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース）、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）、ムンゴス・ムンゴ（シママングース）、ムンティアクス・レエヴェスイ（キョン）、レポミス・マクロキルス（ブルーギル）、ミクロプテルス・ドロミエウ（コクチバス）及びミクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。
2　（略）	2　（略）
（権限の委任）	（権限の委任）
第三十六条　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）及び*Micropterus salmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第五号まで、第七号、第八号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第九号、第十七号及び第十八号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。	**第三十六条**　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、レポミス・マクロキルス（ブルーギル）、ミクロプテルス・ドロミエウ（コクチバス）及びミクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第五号まで、第七号、第八号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第九号、第十七号及び第十八号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。